

7歳以上18歳以下の児童生徒等及び65歳以上の高齢者対象

自転車乗車用ヘルメットの 購入費を一部補助します



ヘルメットを正しく着用することで、頭部損傷による死者の割合はおよそ1/4に低減すると言われています。特に死傷者の割合が高い児童生徒等及び高齢者を対象に、本町では自転車乗車用ヘルメットの購入費を一部補助します。

※令和3年4月1日以降に購入したヘルメットが対象です。

補助対象となる方 ※(1)及び(2)両方満たす方

- (1) 補助金の申請日において町内に住所を有している（町民登録している）こと
- (2) 申請年度末において7歳以上18歳以下又は65歳以上であること

補助対象ヘルメット ※(1)から(3)いずれかの認証等を受けたものが対象

以下の安全基準を満たすいずれかの認証等を受けたものが対象

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク



- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク



- (3) その他(1)又は(2)に類する認証を受けたマーク（CE、GS、CPSC）などが付されたもので、町長が認めるもの

補助金

- ・補助対象ヘルメットの購入費用（消費税含む）に2分の1を乗じた金額（10円未満切り捨て）
- ・上限額 2,000円
- ・申請は補助対象者1人につき1回のみ。
- ・自転車乗車用ヘルメットを購入した日から起算して1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い時期までに申請してください。

申請から交付までの流れ

(1) 自転車乗車用ヘルメットを購入

補助対象のヘルメットにつきましては表面をご参照ください。
補助金の対象となるか不明な点がございましたら、事前に防災安全課までご確認ください。
※令和3年4月1日以降に購入したものが対象となります。

(2) 補助金交付申請書を防災安全課(3階7番窓口)へ提出

申請書は町ホームページ又は防災安全課窓口で入手できます。

○添付書類

- ・領収書等の原本又はコピー
- ・安全基準の認証が確認できるもの(カタログ、説明書、保証書等のコピー)
- ・通帳又はキャッシュカードのコピー(振込先確認のため)

※印鑑(シャチハタ等のスタンプ印は不可)が必要となる場合がありますので、必ずご持参ください。

**※申請書はボールペン等で記入(鉛筆や消えるボールペンでの記入は認められません。)
領収書等は、申請者又は補助対象者の名義の物が必要です。**

(3) 補助金交付決定通知書が郵送で到着

申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書等を郵送します。
なお、家族の方等が代理申請した場合も、申請者ご本人様へ通知書等を送付します。

(4) 請求書を防災安全課へ提出

請求書は、通知書と一緒に郵送します。また、町ホームページ又は防災安全課窓口でも入手できます。**(請求書はボールペンで記入)**

(5) 補助金が指定口座へ振り込まれます。

※指定口座は申請者ご本人様名義の口座のみとなります。

【問合せ】 幸田町役場 防災安全課 TEL 0564-62-1111 (内線371・372) FAX 0564-63-5139
受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 (年末年始、祝日除く)